5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。 6　法附則第七条の四に規定する令和三年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。 7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税の種別割に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額、軽自動車税の環境性能割に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の二の規定に準じて按分した額、環境性能割交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の八の規定により算定した額で按分した額及び法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第七の四の二項の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。	5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。 6　法附則第七条の四に規定する令和二年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。 7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税の種別割に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額、軽自動車税の環境性能割に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の二の規定に準じて按分した額、環境性能割交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の八の規定により算定した額で按分した額及び法人事業税交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第七の四の二項の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。